○不正アクセス行為の再発を防止するための援助に係る事務取扱要領

平成18年８月22日

生 企 第 3585号

警 察 本 部 長

不正アクセス行為の再発を防止するための援助に係る事務取扱要領の制定について（通達）

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第６条に規定する不正アクセス行為の再発を防止するための援助に係る事務を迅速かつ適正に行うため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成18年８月22日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

不正アクセス行為の再発を防止するための援助に係る事務取扱要領

１　趣旨

この要領は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号。以下「法」という。）第９条第１項及び不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）に基づく援助（以下「援助」という。）に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

２　援助の申出の受付及び審査

(1)　生活安全部サイバー局サイバー捜査課長（以下「サイバー捜査課長」という。）は、アクセス管理者から、援助申出書（規則別記様式）の提出を受けた場合は、不正アクセス行為援助申出受付簿（別記様式１。以下「受付簿」という。）に登載するとともに、法第９条第１項に規定する申出に添えられた書類その他の物件（以下「提出資料」という。）を確認し、提出資料目録交付書（別記様式２）を交付するものとする。

なお、提出資料目録交付書の交付後に追加して書類その他の物件が提出された場合は、その都度提出資料目録交付書を交付すること。

(2)　サイバー捜査課長は、提出資料に規則第１条第２項各号に掲げる援助を行うために必要なものが含まれていないと認めるときは、アクセス管理者にその提出を求めることができる。

(3)　サイバー捜査課長は、前記(1)及び(2)により提出を受けた書類その他の物件について、援助申出審査表（別記様式３）により審査を行い、当該申出を相当と認めるときは、規則第２条に規定する援助を開始するものとする。

(4)　サイバー捜査課長は、前記(3)の審査により、当該申出が、法第９条に定める援助の対象に該当しないと認めるときは、当該アクセス管理者に対し、援助不開始通知書（別記様式４）を交付するものとする。この場合、不正アクセス行為の再発防止について必要により指導又は助言を行うものとし、その結果を受付簿に記載すること。

３　事例分析の実施

(1)　サイバー捜査課長は、法第９条第２項に規定する事例分析の実施の事務を規則第３条の規定により委託するときは、事例分析委託書（別記様式５）により行うものとする。

(2)　サイバー捜査課長は、委託した事例分析について、その進捗状況を常に把握し、遅滞している場合は、早急な実施を促すものとする。

４　援助の実施

(1)　サイバー捜査課長は、事例分析の終了後、速やかに援助内容通知書（別記様式６）をアクセス管理者に交付するとともに、前記２(1)及び(2)により提出を受けた書類等その他の物件をアクセス管理者に返却するものとする。

(2)　サイバー捜査課長は、援助が終了した場合は、その結果を受付簿に記載し、経過を明らかにしておくものとする。

実施日

この通達は、平成18年８月22日から実施する。

実施日　（平成23年３月22日務第649号）

この通達は、平成23年４月１日から実施する。

実施日　（平成24年４月25日サ対第400号）

この通達は、平成24年５月１日から実施する。

実施日　（令和５年３月15日務第598号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

別記様式第１（２関係）

不正アクセス行為援助申出受付簿

受付番号	受付日	申　出　者 (ｱｸｾｽ管理者)	審査終了日	分析委託日	事例分析委託先	分析結果 受理日	助言指導 実施日	書類等の 返却日	備　考

（注）申出に対し、援助不開始通知書を交付したときは、その旨を備考欄に記載すること。

別記様式第２（２関係）

提　出　資　料　目　録　交　付　書

年　　月　　日

殿

埼　玉　県　警　察　本　部
生活安全部サイバー局サイバー捜査課長

不正アクセス行為の禁止等に関する法律第９条第１項の規定に基づき、次の資料の提出を受けたので、この目録を交付します。

提　出　資　料　目　録

資　料　名	数 量	資　料　名	数 量

別記様式第３（２関係）

援　助　申　出　審　査　表

作成年月日	年　月　日	申　出　者	
作　成　者		不正アクセス行為の種別	法第２条第４項 第１号・第２号・第３号

審　査　項　目	検　討　項　目	確認
１　不正アクセス行為にかかわる特定電子計算機の設置場所	不正アクセス行為にかかわる特定電子計算機の設置場所は埼玉県内であるか。	
２　不正アクセス行為	申出者が特定電子計算機の動作を管理しているアクセス管理者であるか。	
	不正アクセス行為の対象が特定電子計算機であるか。	
	特定電子計算機にアクセス制御機能（正しい識別符号が入力された場合のみ利用制限を自動的に解除する機能）が付加されているか。	
	他人の識別符号の無断入力又はアクセス制御機能による特定利用の制限を免れることのできる情報（指令）の入力か。	
３　援助申出	アクセス管理者は、再発防止措置を講ずる意思を有しているか。	
	アクセス管理者は、再発防止措置を講ずるための専門的知識を有しておらず、援助がなければ適切な再発防止措置がとれないか。	
	援助の内容が、コンピュータ納入業者に損害賠償請求を働きかけるためのもの等不適当なものでないか。	
４　分析に必要な資料の提出 （４　分析に必要な資料の提出）	不正アクセス行為に係る特定電子計算機に係るシステム構成に関する資料 (1)　特定電子計算機の機種、名称、機能、識別情報等 (2)　プログラムの名称、機能システムとの接続箇所、接続方法等 (3)　ネットワーク上の各コンピュータの名称、機能、他のネットワークとの接続状況、電話回線との接続状況等特定電子計算機の特定利用の内容に関する資料 (4)　サービスの具体的内容、提供の時間帯、提供状況等	
	特定電子計算機の特定利用に関する資料	

	特定利用を制限していたアクセス制御機能その他機能の概要に関する資料 (1)　利用制限の内容、プログラムの名称、バージョン、機能、識別符号の方式、アクセス制御機能の設定状況等 (2)　アクセス制御機能が実現し、プログラムが作動するコンピュータ等に関する資料 (3)　ファイアーウォール等アクセス制御機能以外の利用制限の機能及び方式 (4)　ＩＤ・パスワードの管理状況（ＩＤ・パスワードの付与状況、パスワード・ファイルの閲覧制限の状況等）	
	アクセス制御機能に係る識別符号をそのアクセス制御機能により確認するために用いる符号の内容及び管理状況に関する資料	
	システムを構成する特定電子計算機に入力された識別符号その他の情報又は指令、それらの入力日時、結果その他の入力履歴に関する資料 (1)　不正アクセス行為に関係があると認められるファイアーウォール、ルータ等に入力された情報、指令、日時、結果等に関する記録 (2)　不正アクセス行為との関係が特定できない場合は、不正アクセス行為の時間帯における記録	
	不正アクセス行為の再発を防止するために講じた措置その他のシステムに対して講じた措置に関する資料	
	不正アクセス行為が行われた際の特定電子計算機の作動状況及び管理状況	
	その他参考となるべき事項に関する資料 (1)　アクセス制御機能に関する過去の不具合、不正アクセス行為の発生状況、セキュリティ監査の実施状況等 (2)　不正アクセス行為の後に継続してコマンド入力された場合の入力状況 (3)　ファイル改ざん、消去等の状況 (4)　セキュリティ・ホールに関する記録	

別記様式第４（２関係）

公　委　　第　　号

年　　月　　日

殿

埼 玉 県 公 安 委 員 会

援　助　不　開　始　通　知　書

年　　月　　日付けで援助申出のあった件について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第９条第１項の規定に基づく援助の対象とならないため、援助を行わないので通知します。

別記様式第５（３関係）

公　委　　第　　号

年　　月　　日

殿

埼 玉 県 公 安 委 員 会

事　例　分　析　委　託　書

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第９条第２項の規定に基づき、次のとおり事例分析を委託します。

記

１　申出人

住所又は所在地

氏名又は名称

法人の代表者

２　疎明資料

別添援助申出書の写しのとおり

３　事例分析の内容

(1) 不正アクセス行為の具体的な手口、侵入方法等

(2) 当該不正アクセスを受けた直接的な原因

(3) 当該不正アクセス行為の再発防止の対策

(4) その他

別記様式第６（４関係）

公　委　第　　号

年　　月　　日

殿

埼 玉 県 公 安 委 員 会

援　助　内　容　通　知　書

年　　月　　日付けで援助申出のあった件について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第９条第１項の規定に基づく援助の内容は、別添のとおりとしますので通知します。